



秋田県公報

目 次

ページ

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例（一・人事課）…………… 2

この号で公布された
条例のあらまし

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第一号）
1 平成一七年二月分及び三月分の知事の給料月額を次のとおり減額することとした。

減額前の給料月額	減額後の給料月額	減 額 率
一、二〇六、五〇〇円	六〇三、二五〇円	一〇〇分の五〇

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

知事等の給とおよび旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第一号

知事等の給とおよび旅費に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給とおよび旅費に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成十六年八月一日から同月三十一日まで」を「平成十七年二月一日から同年三月三十一日まで」に、「百分の十」を「百分の五十」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所 印 刷 者

秋田県株式会社 秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(862)8766 FAX(863)0005
E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp

